

三重の文化振興方針

概要版



平成20年3月
三重県

文化とは

文化は、長い時間をかけて育まれてきた知恵と工夫の結晶であり、くらしの営みの履歴といえます。そして、文化には人や社会に作用するような力があり、例えば、文化にふれ親しむことで、私たちは精神的な安らぎや生きる喜びを感じ、自分や他人を大切に思う心や感性が育まれ、人と人の絆がより強く結ばれます。

この方針では、文化を芸術、文化財、伝統芸能などのほか、景観、環境・自然に関わる文化など、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや衣食住をはじめとするくらし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわる総体として幅広くとらえています。



三重の文化をめぐる現状から求められること

豊かな自然環境と長年の歴史の中で創り上げてきた三重の伝統、文化を、今に受け継ぎ、発展させていくための多様な活動が行われる一方で、近年の社会や地域の状況などを背景に、文化をめぐるさまざまな課題が見えてきています。

とりわけ、祖父母から子、孫への世代間のつながり、地域の住民相互のつながりなど、これまで文化を継承し、発展させてきた地域の潜在的な力が弱くなってきており、これを補う新たな場や取組が必要になっています。

求められること

- 誰もが文化にふれ親しみ、互いに交流できること
- 文化を記録に残して後世に伝えること
- 多様な文化をひろめ、発信すること
- 文化を生活やまちづくりに生かしていくこと



三重の文化振興方針とは

三重県では、文化がもつ人や社会に作用するような力、「文化力」に着目して、あらゆる政策のベースに位置づけ、経済と文化のバランスのとれた政策を展開していくとしています。

この方針は、県として、三重の「文化力」をさらに高め、生かしていくために、文化の範囲を広くとらえ、文化芸術分野にとどまらない幅広い施策領域を対象とした文化振興のための基本的な考え方を明らかにしたものであります。

この方針に基づき、文化芸術振興施策に加えて、例えば、生涯学習振興、学校教育の充実、学術・研究の充実、自然環境保全、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興などに関する施策のための事業・取組を総合的に展開していきます。

とりわけ、生涯学習振興は文化芸術振興施策とともに、文化振興の基礎となり、文化・生涯学習施設において一体的に展開していくことが効果的と考えています。

文化振興によりめざす姿

基本目標

文化振興により、「文化力」（人間力、地域力、創造力）を高め、

- 感性と創造性豊かな、知的探求心に満ちた人が育つ三重
- 人と人がつながり、地域の魅力と個性を磨く三重
- 活力あふれ、新たな価値を生み出し、世界に発信する三重

を築くことをめざします。

感性と創造性豊かな、
知的探求心に満ちた人が育つ**三重**

みえけん愛を育む
“しあわせ創造県”

人と人がつながり、地域の
魅力と個性を磨く**三重**

活力あふれ、新たな価値を
生み出し、世界に発信する**三重**

三重の文化振興の基本方向

基本目標を実現するためには下記の1~4の方向に、それを支えるしくみや体制づくりなどのための方向を加えた、5つの方向で文化振興を推進します。

基本方向

取組の内容

方向1

～広げる、高める～
人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める

○誰もが自然と歴史・文化にふれ親しみ、学び、活動するための環境整備や文化を育み、高めていくための人や団体などの幅広い交流の機会づくりや活動支援など多様な取組を進めます。

方向2

～守る、伝える～
地域の自然と歴史・文化資産、生活文化を保存、継承する

○三重の豊かな自然や歴史・風土によって育まれてきた文化や、今を生きる人々により継承されてきた伝統文化、新たに創造される文化など、多様な自然と歴史・文化が、県民の共通の財産として、次代に発展的に引き継がれるよう、みんなで守り育てるための取組を進めます。

方向3

～つながる、発信する～
日本その他地域や世界とつながる

○三重の文化の魅力を再発見し、三重の個性を磨いていくよう、日本その他地域や世界との交流・発信のための取組を進めます。

方向4

～創造する、生かす～
未来に向けて、今を生きる私たちの文化を創造し、くらしやまちづくりに生かす

○時代にあった新たな創造と発展を導くとともに、自然や歴史・文化に関する資産を活用したまちづくりやものづくりに文化を生かして、生活を豊かにする取組を進めます。

方向5

～支える～
文化振興の取組を支える

○文化振興のための拠点を整備し、機能の充実強化をはかるとともに、多様な主体が役割分担しながら文化振興を支えるしくみや体制を整備します。
○自然を守り、文化を創造・継承・発展させるための取組を支える人材や県民の活動を支援する団体を育成・支援するための取組を進めます。

文化振興の取組を重点的に
支える方針

重点方針

～文化振興のための拠点づくり～

- ・個々の拠点の充実強化
- ・拠点をつなぐことによる総合的な機能強化

文化振興の 基盤づくり

「身近な拠点」と「文化と知的探求の拠点」

県民にとって身近にある活動の拠点(=「身近な拠点」と、それを支援する専門性の高い拠点(=「文化と知的探求の拠点」)があるという認識のもとで、県内の文化振興拠点間の連携を進めるとともに、人などソフト面から充実強化をはかります。



文化振興拠点づくりの展開方向

文化振興のために、「身近な拠点」と「文化と知的探求の拠点」との役割を想定しつつ、個々の拠点がうまく連携し合うことで拠点が網の目のようにつながり(拠点ネット)、県民の役に立てるような取組や体制づくりを進めます。

文化振興拠点において、県民は、利用者であり、さまざまな活動の主役であり、また、拠点や他の県民の活動を支援する人材としても期待されます。

文化振興拠点が人と文化を育てる拠点となり機能していくためには、利用者である県民の立場から拠点をつくり、運営していく視点が必要です。

「公共施設はみんなのためのもの」という考えのもと、県、市町、民間の企業や団体など多様な主体が関わり、発展させていく視点で取組を進めます。

展開方向 1

県民一人ひとりの身近な「場」を拓き、つなぐ

誰もが文化に親しみ、学び、成長する中で、自己実現できるよう、日々の文化活動や生涯学習の場として「身近な拠点」の充実をはかるとともに、拠点間の連携に取り組みます。

展開方向 2

県の「文化と知的探求の拠点」づくり

県が設置し、文化振興拠点として、特に重要と考えられる「図書館」、「博物館」、「美術館」、「文化会館」、「生涯学習センター」などについて、「文化と知的探求の拠点」の役割や特徴をふまえた機能の充実強化、連携などを進めます。

文化振興のための拠点づくり

～県民が主役の拠点～

なぜ拠点づくりが必要か

文化振興の拠点は多様な機能をもち、幅広い県民が訪れ、知的探求、文化活動の場として大きな役割を果たしています。そこで、さらに県民の視点で拠点を充実強化し、拠点を通して、県民の活動を支援し、文化振興の取組を進めることが必要です。

この方針では、文化振興のための拠点にふさわしい場として、現に、幅広い県民が活用・活動する場となっている多様な文化・生涯学習施設を設定しています。

市町・民間施設との連携

- ・地域での企画展の共同開催
- ・互いの収蔵資料の貸し借り
- ・定期的な情報交流の場づくり
- ・共通のデータベースづくり(例:収蔵資料、レファレンス事例など)
- ・人事交流
- ・共同研究
- ・意見交換

民間企業・団体等との連携

- ・企画展や事業企画等の紹介、支援協力
- ・交流の機会づくり

美術館



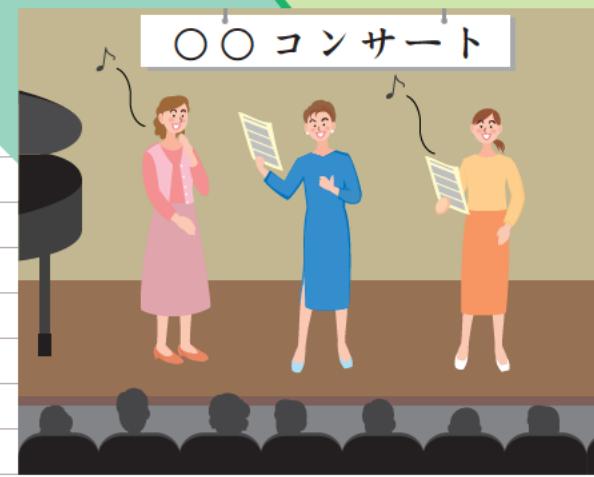
博物館



図書館

大学等の高等教育機関との連携

- ・大学等の授業や研究・実践の場としての施設利用
- ・共同研究
- ・企画立案の相談役としての大学



○○コンサート

文化会館

学校・教育委員会との連携

- ・学校の教育内容と関連づけた行事や展示その他の企画
- ・共同研究
- ・意見交換



生涯学習センター

県外の施設や機関等との連携

- ・共同展示、共同研究等の共同事業の企画・実施

県の取組

(1) 施策推進の考え方

①主体をつなぐ

多様な主体が文化振興に関わり、「新しい時代の公」の考え方に基づき推進していきます。

そこで、特に、文化振興に関わる多様な主体が協働で取り組むことができる体制づくりと合わせ、個々の活動団体等の支援を行う中間支援団体の育成を重点的に進めていくことも視野に入れて取組を進めます。

②施策をつなぐ（総合的な施策展開）

関連する多様な施策において総合的な展開をはかることにより、文化振興のための人材育成や環境づくりになったり、まちづくりや観光振興につながったりするという意味から互いに相乗的な効果を得ることができます。

(2) 県の役割

①県が設置する文化振興拠点の充実強化

②情報共有や交流を促進する場づくり（拠点間、団体間など）

③中間支援団体、企業等と協働した活動支援体制づくり

④その他広域の自治体として担うべき役割に応じた取組

(3) 県全体の文化振興を進めるしくみ、体制

①市町との連携

②民間の支援活動との連携

③多様なプラットフォーム（出会いの場、活動の基盤）の展開

④県民活動を支援する民間の団体（＝中間支援団体）の育成、活動支援

⑤県民の文化活動への支援

⑥取組を評価するしくみの構築

取組の進め方

- 「三重の文化振興の基本方向」にそって、文化振興と関連する各部の取組を総合的に展開します。取組にあたっては、県の総合計画「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の事業体系を前提として、事業の連携と推進をはかります。
- 「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に位置づけられた、施策131「文化にふれ親しむ環境づくり」は、おおむね上記「基本方向」全体を網羅する施策であり、三重の文化振興を推進する中心施策といえます。このため、基本的には、この施策を推進するために策定された「三重の文化芸術振興方策」に基づき、具体的な三重の文化振興の取組を進めます。
- 取組を進めるにあたっては、一体的に進めることが適当な生涯学習振興施策のための「三重県生涯学習振興基本計画」をはじめ、文化振興に寄与する多様な施策について、それぞれの施策を推進するための諸計画を関連計画として、意識的に連携をはかりながら進めます。
- 関係する施策と連携した総合的な展開に向けては、関係室を中心とした常設の連絡会議を設置して、本方針の考え方、方向に基づく個別具体的な取組を検討し、実施します。

三重の文化振興方針(概要版) 平成20年3月発行

三重県生活・文化部 文化振興室 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2176 Fax：059-224-2408 E-mail：bunka@pref.mie.jp

URL：<http://www.pref.mie.jp/BUNKA/HP/shingikai/>